

IN-Child 研究会 in OKINAWA 会則

(名称)

第1条 この会の名称は、「IN-Child 研究会 in OKINAWA (以下、「本会」という。)」とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を沖縄県中頭郡西原町に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の IN-Child への理解を深め、IN-Child Record を分析できる知識を習得することにより、包括的な教育を必要とする子どもを含むすべての子どもたちの健全やかな成長を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) IN-Child に関する研修会の開催
- (2) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の目的に賛同した者を会員とする。

(総会)

第6条 総会は、年1回開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の変更に関する事項
- (2) 本会の活動計画及び収支予算に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) その他総会で決議する必要があると認められる事項

3 総会の決議は、会員の2分の1以上の者が出席し、出席した会員の過半数の賛成をもって決する。

(組織)

第7条 本会の事業を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(3) 監事 1名

(4) 事務局 3名以内

2 会長は、総会の承認を得て選任され、本会を代表する。

3 副会長は、総会の承認を得て選任され、会長を補佐する。

(顧問)

第8条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、会長に対し、本会の運営について意見を述べることができる。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し特に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年7月30日から施行する。